

【表紙】**【提出書類】**

有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

令和8年7月16日

【発行者名】ロベコ・キャピタル・グロース・ファンズ
(Robeco Capital Growth Funds)**【代表者の役職氏名】**

取締役

J・H・ファン・デン・アッカー (J.H. van den Akker)

取締役

P・F・ファン・デル・ウォルフ (P.F. Van der Worp)

【本店の所在の場所】ルクセンブルグ大公国、セニンガーベルグ L-2633、トレーヴ通り 6
(6, route de Trèves, L-2633 Senningerberg, Grand Duchy of Luxembourg)**【代理人の氏名又は名称】**

弁護士 大 西 信 治

弁護士 尾 登 亮 介

【代理人の住所又は所在地】東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業**【事務連絡者氏名】**

弁護士 大 西 信 治

弁護士 尾 登 亮 介

弁護士 鋤 崎 有 里

弁護士 佐々木 晴 香

【連絡場所】東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業**【電話番号】**

03 (6212) 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】

ロベコ・キャピタル・グロース・ファンズ

ーロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズ

Robeco Capital Growth Funds

- Robeco Global Engagement Equities

【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】

記名式無額面投資証券

上限見込額は以下のとおりである。

ロベコ・キャピタル・グロース・ファンズ

ーロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズ

ークラスYH米ドル投資証券：14億7,810万米ドル（約2,370億7,246万円）

ークラスYH円ヘッジ投資証券：1,377億円

(注1) クラスYH米ドル投資証券の上限見込額は、便宜上、クラスYH米ドル投資証券の2026年4月末日現在の1口当たり純資産価格（147.81米ドル）に1,000万口を乗じて算出された金額である。

(注2) クラスYH円ヘッジ投資証券の上限見込額は、便宜上、クラスYH円ヘッジ投資証券の2026年4月末日現在の1口当たり純資産価格（68.85円）に20億口を乗じて算出された金額である。

(注3) 米ドルの円貨換算は、特に記載がない限り、便宜上、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.39円）による。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年6月30日に提出した有価証券届出書について、同年7月16日付で本投資法人の設立国における英文目論見書が変更されたことから、これに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

下線部____は訂正部分を示します。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 外国投資法人の概況

（4）外国投資法人の機構

① 統治に関する事項

（ロ）外国投資法人の内部管理の組織、人員および手続き

（b）管理会社

<訂正前>

（前略）

2026年6月10日現在、管理会社の取締役会は、以下の者で構成される。

- － K・ファン・バールトワイク (K. van Baardwijk)
- － M・C・W・デン・ホルンダー (M.C.W. den Hollander)
- － M・プリンス (M. Prins)

2026年6月10日現在、管理会社のエグゼクティブ・コミッティーは、以下の者で構成される。

- － K・ファン・バールトワイク (K. van Baardwijk)
- － M・C・W・デン・ホルンダー (M.C.W. den Hollander)
- － T. リフトフト (T. Ligtoet)
- － J. ゴットマース (J. Gottmers)
- － R. C. フォンク (R.C. Vonk)
- － S. ファン・デン・アッカー＝マルテンス (S. van den Akker-Martens)
- － A・N・K・エザー (A.N.K. Eser)

2026年6月10日現在、管理会社の監査役会は、以下の者で構成される。

（後略）

<訂正後>

（前略）

2026年7月16日現在、管理会社の取締役会は、以下の者で構成される。

- － K・ファン・バールトワイク (K. van Baardwijk)
- － M・C・W・デン・ホルンダー (M.C.W. den Hollander)

2026年7月16日現在、管理会社のエグゼクティブ・コミッティーは、以下の者で構成される。

- － K・ファン・バールトワイク (K. van Baardwijk)
- － M・C・W・デン・ホルンダー (M.C.W. den Hollander)
- － I・R・M. フリーリンク (I.R.M. Frielink)
- － T. リフトフト (T. Ligtoet)
- － J. ゴットマース (J. Gottmers)
- － R. C. フォンク (R.C. Vonk)
- － S. ファン・デン・アッカー＝マルテンス (S. van den Akker-Martens)
- － A・N・K・エザー (A.N.K. Eser)

2026年7月16日現在、管理会社の監査役会は、以下の者で構成される。

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

投資戦略

サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも3分の2を、主に成熟経済圏（先進国市場）で事業を行う世界中の企業の株式にエクスポージャーを取る。サブ・ファンドは、少数の大型銘柄に重点的に投資する集中型のポートフォリオを構築している。

（中略）

サブ・ファンドのリスク・プロファイル

企業の株式への投資には、為替リスクおよび価格変動リスク等のリスク（例えば、譲渡性のある証券や株式市場に連動するリスク）を伴うことがある。サブ・ファンドの投資対象は、市場変動にさらされている。よって、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。サブ・ファンドの投資証券の価格が取得時の価格を下回らないということについても保証はない。

（中略）

気候変動は、投資対象にマイナスの経済的影響を与える可能性のある異常気象につながる。気候リスクを専門とする第三者により提供される気候リスク・モデルに基づき、ポートフォリオが最も脆弱である物理リスクが評価される。このサブ・ファンドの主な物理的リスクは（1）沿岸洪水、（2）異常高温および（3）極端な降水である。

気候リスク・モデルは複雑であり、また、仮定およびデータの入手可能性を理由とする高い不確実性を伴う。その結果、手法の変更がリスク分類の変化につながる可能性がある。気候リスク・モデルは、企業の潜在的な脱炭素化コストを評価する。企業の方針および抱負に焦点を当てる「E S G」スコアとは対照的に、企業の積極的な方針および抱負は考慮されない。

（中略）

証券貸付、（リバース・）レポ契約およびエクイティ・スワップ（T R SおよびC F Dを含む。）

（中略）

管理会社は、本投資法人のために、関連するサブ・ファンドの現金ポジションに関してレポ取引／リバース・レポ取引を行う。管理会社は、第三者（当該第三者は、保管受託銀行に関係する場合がある。）を任命し、当該取引を実施する場合がある。レポ取引／リバース・レポ取引からの純収入は、合理的な運用コストおよび手数料を控除した上で、関連するサブ・ファンドの勘定に限定される。本投資法人の年次報告書は、レポ取引／リバース・レポ取引から生じる収入の詳細および発生した直接のおよび間接的な運用コストおよび手数料の詳細を記載するものとする。

管理会社は、エクイティ・スワップ（T R SおよびC F Dを含む。）に投資する場合がある。エクイティ・スワップ（T R SおよびC F Dを含む。）からのリターンは、関連するサブ・ファンドの勘定に限定される。

証券貸付取引／レポ契約／エクイティ・スワップ（T R SおよびC F Dを含む。）の取引相手方は、下記「3 投資リスク b. 投資リスクに対する管理体制 リスク管理プロセス」に記載のとおり評価される。

（後略）

<訂正後>

(前略)

投資戦略

サブ・ファンドは、その総資産の少なくとも3分の2を、主に成熟経済圏（先進国市場）で事業を行う世界中の企業の株式にエクスポージャーを取る。サブ・ファンドは、限られた数の高確信度ポジションに重点的に投資する集中型のポートフォリオを構築している。

(中略)

サブ・ファンドのリスク・プロファイル

企業の株式への投資には、為替リスクおよび価格変動リスク等のリスク（例えば、譲渡性のある証券や株式市場に連動するリスク）を伴うことがある。サブ・ファンドの投資対象は、市場変動にさらされている。よって、サブ・ファンドの投資目的が達成される保証はない。サブ・ファンドの投資証券の価格が取得時の価格を下回らないということについても保証はない。サブ・ファンドは、新興国市場および発展途上の市場にも投資を行うが、これらの市場では法制度、司法制度および規制インフラがなお発展途上にあり、現地の市場参加者のみならず海外の取引相手方にとっても、法的な不確実性が存在する場合がある。

(中略)

気候変動は、投資対象にマイナスの経済的影響を与える可能性のある異常気象につながる。気候リスクを専門とする第三者により提供される気候リスク・モデルに基づき、3度の気温上昇シナリオを前提として、ポートフォリオが最も脆弱である物理リスクが評価される。このサブ・ファンドの主な物理的リスクは（1）異常高温、（2）熱帯低気圧および（3）沿岸洪水である。

気候リスク・モデルは複雑であり、また、仮定およびデータの入手可能性を理由とする高い不確実性を伴う。その結果、手法の変更がリスク分類の変化につながる可能性がある。気候移行リスク・モデルは、企業の潜在的な脱炭素化コストを評価する。企業の方針および抱負に焦点を当てる「ESG」スコアとは対照的に、企業の積極的な方針および抱負は考慮されない。

(中略)

証券貸付、（リバース・）レポ契約およびエクイティ・スワップ（TRSおよびCFDを含む。）

(中略)

管理会社は、本投資法人のために、関連するサブ・ファンドの現金ポジションに関してレポ取引／リバース・レポ取引を行う。管理会社は、第三者（当該第三者は、保管受託銀行に係る場合がある。）を任命し、当該取引を実施する場合がある。レポ取引／リバース・レポ取引からの純収入は、合理的な運用コストおよび手数料を控除した上で、関連するサブ・ファンドの勘定に限定される。本投資法人の年次報告書は、レポ取引／リバース・レポ取引から生じる収入の詳細および発生した直接のおよび間接的な運用コストおよび手数料の詳細を記載するものとする。

証券貸付取引／レポ契約／エクイティ・スワップ（TRSおよびCFDを含む。）の取引相手方は、下記「3 投資リスク b. 投資リスクに対する管理体制 リスク管理プロセス」に記載のとおり評価される。

(後略)

3 投資リスク

a. リスク要因

<訂正前>

(前略)

c) 流動性リスク

資産流動性リスク

(中略)

本投資法人は、短期／一時的資金提供（必要な場合）を目的として、かつ、ルクセンブルグの法令上認められる範囲内で、保管受託銀行に設定した当座貸越を利用することができる。当座貸越による借入れは、本投資法人および保管受託銀行間で相互に合意する料率による金利を課せられ、各サブ・ファンドのポートフォリオの原資産を担保とする。

(後略)

<訂正後>

(前略)

c) 流動性リスク

資産流動性リスク

(中略)

本投資法人は、短期／一時的資金提供（必要な場合）を目的として、かつ、ルクセンブルグの法令上認められる範囲内で、保管受託銀行に設定した当座貸越を利用することができる。当座貸越による借入れは、本投資法人および保管受託銀行間で相互に合意する料率による金利を課せられ、各サブ・ファンドのポートフォリオの原資産を担保とする。

本投資法人は、投資主の最善の利益のために流動性リスクを軽減することを目的として、下記「第三部 外国投資法人の詳細情報 第2 手続等 2 買戻し手続等」に定める複数の流動性管理ツールを利用することができる。

(後略)

b. 投資リスクに対する管理体制

<訂正前>

(前略)

グローバル・エクスポージャーの算出方法およびレバレッジ

サブ・ファンドの名称	グローバル・エクスポージャーの算出方法
ロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズ	コミットメント・アプローチ

*レバレッジの予想最大水準は、本戦略が投資方針を実施するため広範に金融デリバティブ（先物、スワップおよび為替先物取引を含む。）を使用する事実に起因する。監視は、レバレッジが過度な集中投資リスクに到ることがないように実施される。

<訂正後>

(前略)

グローバル・エクスポージャーの算出方法およびレバレッジ

サブ・ファンドの名称	グローバル・エクスポージャーの算出方法
ロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズ	コミットメント・アプローチ

4 手数料等及び税金**(3) 管理報酬等****業務報酬**

<訂正前>

さらに、本投資法人または様々なサブ・ファンドもしくはクラスは、管理会社が本投資法人に提供する様々なサービスの対価として管理会社に支払われる年次固定業務報酬を負担する。この業務報酬には、上記「管理報酬」及び下記「(4) その他の手数料等」に記載する管理報酬およびファンド費用は含まれない。業務報酬は、所在地事務および上場代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、監査人、法律および税務顧問に対する報酬、取締役の報酬および合理的な立替費用（管理会社またはそのいずれかの関連会社の従業員ではない取締役に対するもの）、本投資法人に関するすべての英文目論見書、覚書、報告書その他必要書類の作成、印刷および配布にかかる費用、本投資法人の行政当局および証券取引所への登録に伴う手数料および費用、価格の公表費用および運営費用、ならびに投資主総会開催費用等のその他すべての費用を反映することを目的とする。将来のサブ・ファンドの設定費用、議決権行使費用、保管受託銀行および保管機関の報酬は、業務報酬に含まれる。

(中略)

年次業務報酬は、10億ユーロまでの運用資産につき、サブ・ファンドの関連する投資証券クラスの月平均純資産価額（終値ベース）の年率0.26%を上限として支払われる。サブ・ファンドの各投資証券クラスに適用される関連する業務報酬は、上記「2 投資方針（1）投資方針」に記載される。サブ・ファンドの投資証券クラスの資産が10億ユーロを上回る場合、かかる金額を超えた資産に対して、関連するサブ・ファンドの投資証券クラスの業務報酬につき0.02%の割引が適用され、50億ユーロを上回る資産に対しては、さらに0.02%の割引が適用される。ただし、年次業務報酬料率は特定の投資証券クラスに対して0.01%を下回ることはない。あるクラスにおいて年次業務報酬の支払いが0.00%と規定されている場合、関連するクラスが負担する年次業務報酬で賄われる費用はロベコが負担する。

(後略)

<訂正後>

さらに、本投資法人または様々なサブ・ファンドもしくはクラスは、管理会社に支払われる年次固定業務報酬を負担する。業務報酬は、所在地事務および上場代行会社、管理事務代行会社、登録事務代行会社、監査人、法律および税務顧問に対する報酬、取締役の報酬および合理的な立替費用（管理会社またはそのいずれかの関連会社の従業員ではない取締役に対するもの）、本投資法人に関するすべての英文目論見書、覚書、報告書その他必要書類の作成、印刷および配布にかかる費用、本投資法人の行政当局および証券取引所への登録に伴う手数料および費用、価格の公表費用およびサブ・ファンドに関して管理会社が支出する運営費用、ならびに投資主総会開催費用等の本投資法人を運用する際に管理会社が負担するその他すべての費用を反映することを目的とする。将来のサブ・ファンドの設定費用、議決権行使費用、保管受託銀行および保管機関の報酬は、業務報酬に含まれる。

(中略)

年次業務報酬は、サブ・ファンドの関連する投資証券クラスの月平均純資産価額（終値ベース）の年率0.26%を上限として支払われる。サブ・ファンドの各投資証券クラスに適用される関連する業務報酬は、上記「2 投資方針（1）投資方針」に記載される。サブ・ファンドの運用資産が35億ユーロを上回る場合、かかる金額を超えた資産に対して、サブ・ファンドの業務報酬につき0.02%の割引が適用され、35億ユーロを上回る20億ユーロごとの追加分のサブ・ファンドの資産に対しては、さらに0.02%の割引が適用される。ただし、年次業務報酬料率は特定の投資証券クラスに対して0.01%を下回ることではない。あるクラスにおいて年次業務報酬の支払いが0.00%と規定されている場合、関連するクラスが負担する年次業務報酬で賄われる費用はロベコが負担する。

（後略）

（4）その他の手数料等

＜訂正前＞

投資前に徴収される手数料

（中略）

申込手数料

申込手数料には、以下の手数料の合計額が含まれる。

- 一 販売代行会社が申込手数料の適用を決定できる。当該手数料は、投資証券の購入前に登録事務代行会社により投資主の投資額から控除される。販売代行会社が適用できる申込手数料の上限は、株式サブ・ファンドで5%である。ただし、機関投資家のみが購入可能な投資証券については、申込手数料の上限は0.50%とする。かかる比率は、申込金総額に対する比率である。投資主は現行の申込手数料の詳細について、自身の販売代行会社に問い合わせることができる。

（中略）

投資証券クラスの1年間の報酬および費用

（中略）

ブローカー業務

ブローカーは、注文執行に対する取引手数料を請求する。本投資法人は、一部のサブ・ファンドについて取引手数料における追加項目のための支払いを行うことができる。これが投資リサーチのための手数料である。かかる手数料は、包括業務契約またはコミッション・シェアリング・アレンジメントを通じて請求される。本投資法人はこの使途について監査済財務書類で説明する。

コミッション・シェアリング・アレンジメントでは、リサーチ費用は執行費用と分離される。よって、投資リサーチに対する手数料は、ブローカーの勘定内で本投資法人の残金となる。本投資法人は、投資リサーチを提供するが注文執行は得意でないかまたは執行業務を行っていない別のブローカーに対して当該手数料（の一部）を送金することがある。本投資法人は、これにより最良の投資リサーチを提供するブローカーに支払いが行われると考える。注文執行を投資リサーチと分離することで、どちらの分野でも最良のブローカーを選択することが可能となる。

包括業務契約では、執行手数料および投資リサーチは、同一ブローカーから提供され、支払いは分離されずに実施される。

これらの取決めの利用については、監査済財務書類に詳述される。

（後略）

<訂正後>

投資前に徴収される手数料

(中略)

申込手数料

申込手数料には、以下の手数料の合計額が含まれる。

- － 販売代行会社が申込手数料の適用を決定できる。当該手数料は、投資証券の購入前に登録事務代行会社により投資主の投資額から控除される。販売代行会社が適用できる申込手数料の上限は、株式サブ・ファンドで5%である。ただし、機関投資家のみが購入可能な投資証券については、申込手数料の上限は0.50%とする。かかる比率は、申込金総額に対する比率である。投資主は現行の申込手数料の詳細について、自身の販売代行会社に問い合わせることができる。一部の法域においては、現地の市場慣行および競争環境を反映して、より低い申込手数料が適用される場合がある。このような相違は、各地域の市場慣行に適合し、競争力を確保することを目的とするものであり、グローバルな投資戦略または投資家の権利に影響を及ぼすものではない。

(中略)

投資証券クラスの1年間の報酬および費用

(中略)

ブローカー業務

ブローカーは、注文執行に対する手数料およびリサーチのための報酬の2つの要素から構成される注文執行サービスに対する手数料（リサーチのための手数料を除く。）または取引手数料を請求する。リサーチに係る手数料は、当該リサーチが管理会社における投資意思決定プロセスの改善に直接関連する場合に限り支払われる。かかる手数料は、包括業務契約またはコミッション・シェアリング・アレンジメント（CSAs）を通じて請求される。

包括業務契約では、執行手数料および投資リサーチは、同一ブローカーから提供され、支払いは分離されずに実施される。

CSAの下では、執行手数料およびリサーチ手数料は、総取引手数料の構成要素として別個に管理される。リサーチ手数料は執行ブローカーによって徴収され、当該ブローカーのコミッション・シェアリング・アカウントにおいて分別して保管される。本投資法人は、当該コミッション・シェアリング・アカウントから、該当するリサーチ提供者に対してリサーチ手数料を支払うことがある。CSAの利用により、本投資法人は最良執行を実現するブローカーおよび最良のリサーチを提供する業者をそれぞれ選定することができる。

これらの取決めの利用については、監査済財務書類に詳述される。

本投資法人は、規制上の動向に応じて、そのアプローチを変更することがある。

(後略)

第三部 外国投資法人の詳細情報**第2 手続等****2 買戻し手続等****海外における買戻し手続等**

<訂正前>

(前略)

取締役会は、関係する投資主の同意を得た上で、本投資法人の投資証券を有価証券の譲渡により現物で買い戻すことを承認することができるが、かかる買戻しが衡平な基準に基づき、その他の投資主の利益に反しない場合に限る。取締役会が、かかる現物による買戻しが本投資法人の利益となるか、または本投資法人の利益を保護するものとみなす場合を除いて、当該買戻しを行う投資主または第三者は、か

かる現物による買戻しに係る費用（ルクセンブルグ法により義務付けられる監査人による評価報告書の作成費用を含む。）を負担する。

上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （1）投資方針」に別段の定めのない限り、評価日の締切時間までに登録事務代行会社が受領した投資証券クラスの買戻請求は、受理される場合、当該評価日現在の投資証券1口当たり純資産価格に基づく買戻価格で取り扱われる。締切時間より後に受領した請求は、翌評価日に処理されるものとする。市況が著しく悪化した場合、本投資法人は、買戻請求に応じる時間をより多く確保するため、投資主が自身の投資証券を買い戻す際に本投資法人に行わなければならない事前通知期間の設定を一時的に適用することを決定することができる。当該通知期間に関する告知は、ウェブサイト<https://www.robeco.com/en/riam>に掲載される。

（中略）

買戻注文の金額が、投資主の口座の価額を上回る場合、当該注文は自動的に、当該投資主の口座に保有される全投資証券の買戻注文として取り扱われる。

特定の評価日のサブ・ファンドにつき受領した買戻請求（または転換請求）が、当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を上回る場合、本投資法人は、その超過分の買戻請求を翌評価日に繰り延べ、当該評価日に算出される投資証券1口当たり純資産価格に基づく買戻価格で処理することができる。当該評価日において、繰り延べられた買戻請求は、その後の買戻請求に優先して処理される。

本投資法人は、例外的な状況において、本投資法人の資産の相当部分を投資している市場において為替規制または類似の市場規制による障害発生時に投資対象の売却代金を本国に送金するのに必要な期間（30銀行営業日を超えない期間）で、買戻手取金の支払期間を延長することができる。

<訂正後>

（前略）

本投資法人は、関係する投資主の同意を得た上で、サブ・ファンドの投資証券を有価証券の譲渡により現物で買い戻すことを承認することができるが、かかる買戻しが衡平な基準に基づき、その他の投資主の利益に反しない場合に限る。本投資法人が、かかる現物による買戻しが本投資法人の利益となるか、または本投資法人の利益を保護するものとみなす場合を除いて、当該買戻しを行う投資主または第三者は、かかる現物による買戻しに係る費用（ルクセンブルグ法により義務付けられる監査人による評価報告書の作成費用を含む。）を負担する。

現物による買戻しは、常に実施可能であるとは限らず、実務上困難であったり、費用対効果の観点から適切でない場合があり、また既存の投資主に不利益な影響を及ぼす可能性がある。

上記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 （1）投資方針」に別段の定めのない限り、評価日の締切時間までに登録事務代行会社が受領した投資証券クラスの買戻請求は、受理される場合、当該評価日現在の投資証券1口当たり純資産価格に基づく買戻価格で取り扱われる。締切時間より後に受領した請求は、翌評価日に処理されるものとする。市況が著しく悪化した場合、本投資法人は、買戻請求に応じる時間をより多く確保するため、投資主が自身の投資証券を買い戻す際に本投資法人に行わなければならない事前通知期間の設定を一時的に適用することを決定することができる。当該通知期間に関する発表は、ウェブサイト<https://www.robeco.com/en/riam>に掲載される。

（中略）

買戻注文の金額が、投資主の口座の価額を上回る場合、当該注文は自動的に、当該投資主の口座に保有される全投資証券の買戻注文として取り扱われる。

本投資法人は、例外的な状況において、本投資法人の資産の相当部分を投資している市場において為替規制または類似の市場規制による障害発生時に投資対象の売却代金を本国に送金するのに必要な期間（30銀行営業日を超えない期間）で、買戻手取金の支払期間を延長することができる。

買戻しゲート

本投資法人は、その裁量により、一時的に買戻しゲートを導入することがある。当該買戻しゲートの適用期間の上限や適用回数の上限は定められていないが、その利用は一時的なものに限定され、かつ投資主の利益に資するものでなければならない。

特定の評価日に関して、いずれかのサブ・ファンドについて受領した買戻し請求または転換請求について、当該サブ・ファンドの全投資証券クラスに係る当日の純買戻し請求額または純転換請求額の合計が当該サブ・ファンドの純資産価額の10%を超える場合、当該請求は翌評価日に繰り延べられることがある。また、当該サブ・ファンドが登録されている法域において適用される法令上許容される範囲に限り、未執行の注文は取り消されることがある。

受領された買戻し請求および転換請求は、比例按分ベースで執行され、その過程において投資主間の公平な取扱いが確保される。翌評価日に繰り延べられた投資主の買戻し請求または転換請求は、その評価日に算定される1口当たり純資産価額に基づく買戻し価格で執行される。

投資証券クラスの購入、買戻しまたは転換を申請した投資主に対しては、このようなゲート措置が適用された場合、その旨を書面により通知する。

サイドポケット

例外的な状況において、かつ投資主の利益に照らして正当である場合には、本投資法人は、適用されるすべての法令および規制に基づき認められるあらゆる方法により、また認められる最大限の範囲で、サイドポケットの導入を検討することがある。

流動性管理ツール

本投資法人は、サブ・ファンドの流動性リスク管理に関して、流動性管理ツールの選定、設定、導入および解除について主たる責任を負う。これらのツールは、通常の市場環境下のみならずストレス市場環境下においても、サブ・ファンドの投資主の利益を損なうことなく買戻し請求に対応できるようにすることを目的としている。

本投資法人は、サブ・ファンドの流動性リスクをさまざまな市場環境下で適切に管理するため、投資戦略、投資家層、取引条件、サブ・ファンドに対して実施された流動性ストレステストの結果等を含むがこれに限らない要素を考慮し、包括的な流動性管理ツールの体系を選定している。

本投資法人は、流動性管理ツールの利用に関する適切なガバナンス体制および方針を整備している。本投資法人は、投資主の最善の利益を考慮し、市場環境および当該サブ・ファンドの特性に照らして適切であると判断する場合、選定された流動性管理ツールの設定内容および導入を決定することがある。本投資法人は、流動性管理ツールを単独で導入するか、または他の流動性管理ツール若しくはその他の流動性管理措置と組み合わせて導入するかを評価する。

流動性管理ツールはサブ・ファンドレベルで適用されるため、当該サブ・ファンドのすべての投資証券クラスに適用される。

2010年法の別紙Ⅲに定めるところに従い、本投資法人が選択可能な流動性管理ツールは以下のとおりである。

1. 申込み、転換および買戻しの停止

申込み、転換および買戻しの停止とは、サブ・ファンドの投資証券の申込み、転換および買戻しを一時的に認めないことをいう。この流動性管理ツールについては、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (ii) 純資産価額の計算ならびに投資証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止 純資産価額決定の一時的停止」に記載されている。

2. 買戻しゲート

買戻しゲートとは、投資主による投資証券の買戻し請求権を一時的かつ部分的に制限し、投資主が保有する投資証券の一定割合についてのみ買戻しできるようにする措置をいう。この流動性管理ツールについては、本「海外における買戻し手続等」に記載されている。

3. 通知期間の延長

通知期間の延長とは、投資主が投資証券の買戻しを行う際に必要な事前通知期間について、当該サブ・ファンドに適切とされる最低期間を超えて延長することをいう。この流動性管理ツールについては、本「海外における買戻し手続等」に記載されている。

4. スイング・プライシング

スイング・プライシングとは、流動性コストを反映する調整係数を適用することにより、1口当たり純資産価格を調整する、あらかじめ定められた仕組みをいう。この流動性管理ツールについては、下記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要 (1) 資産の評価 (i) 純資産価額の計算 スイング・プライシング」に記載されている。

5. サイドポケット

サイドポケットとは、サブ・ファンドを継続して運用できるようにすることを目的として、例外的な状況により経済的または法的特性が著しく変化し、または不確実なものとなった特定の資産を、サブ・ファンドのその他の資産から分離することをいう。この流動性管理ツールについては、本「海外における買戻し手続等」に記載されている。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

(1) 資産の評価

(i) 純資産価額の計算

スイング・プライシング

<訂正前>

投資証券は、単一の価格（本項において、以下「当価格」という。）に基づき発行され、買い戻される。投資証券1口当たり純資産価格は、いずれの評価日においても、当該評価日に購入が上回っている（流入超）か、買戻しが上回っているか（流出超）に基づき、以下に規定の方法で当価格になるよう調整されることがある。この仕組みは、スイング・プライシングとしても知られる。評価日において、サブ・ファンドまたはサブ・ファンドの投資証券クラスにおいて取引が行われなかった場合、当価格は、未調整の投資証券1口当たり純資産価格となる。

投資証券1口当たり純資産価格を算出する目的で各サブ・ファンドの資産を評価する基準は、上記のとおりである。ただし、金融商品をサブ・ファンドのために購入または売却する実費は、例えば、売買スプレッド、マーケット・インパクト、ブローカー手数料、租税公課、外国為替コストおよび保管取引手数料等により、投資証券1口当たり純資産価格の算出に際し使用される最新の入手可能な価格または純資産価額（該当する方）と乖離することがある。これらの費用は、サブ・ファンドの価額に悪影響を及ぼすため、「希薄化」とみなされる。

既存または残存投資主を希薄化の影響から保護するため、本投資法人はその裁量により、スイング・プライシングを適用することがある。その場合、サブ・ファンドに関する申込みまたは買戻しに応じるために発生し得る、推定される経費、費用および証券価格への潜在的な影響を考慮して、投資

証券1口当たり純資産価格が調整される。この調整は割合で表され、「スイング・ファクター」とも呼ばれる。

スイング・プライシングは、サブ・ファンドについて、購入が上回っている（流入超）場合には当価格をスイング・ファクター分だけ引き上げ、買戻しが上回っている（流出超）場合には当価格をスイング・ファクター分だけ引き下げる。スイング・ファクターは、推定される経費、費用および証券価格への潜在的な影響を賄うために本投資法人が適切と認める数値に設定される。スイング・ファクターは、注文の種類（流入超または流出超）、当該サブ・ファンドの原資産となる金融商品、または市況によって変動する場合がある。

サブ・ファンドの各クラスの当価格は個別に算出されるが、スイング・ファクターは、各クラスの当価格に同一の割合で影響を及ぼす。スイング・プライシングは、サブ・ファンドレベルでの資本活動に基づいており、個々の投資家取引の具体的な状況には対応していない。疑義を避けるために付言すると、同じ状況にある投資主は同一の扱いを受け、管理事務代行会社は、投資証券1口当たり純資産価格（適用される成功報酬を含む。）に基づいて費用を計算する際、引き続き未調整の投資証券1口当たり純資産価格を使用する。

スイング・プライシングの適用の要件は、関連するサブ・ファンドの投資証券の申込量または買戻量による。本投資法人は、スイング・プライシングの適用がなければ既存の投資主（申込みの場合）または残存投資主（買戻しの場合）が悪影響を被ると判断する場合に、その裁量において、これを適用することができる。

本投資法人は部分的なスイング・プライシングを適用する。これは、通常、サブ・ファンドの投資証券の取引総量（申込みおよび買戻しの両方を含む。）が予め定められた閾値を超えた場合に、評価日にスイング・プライシングが適用されるものである。本投資法人は、スイング・プライシングを適用する状況に関して裁量権を留保する。本投資法人は、投資主の利益のために必要であると判断した場合、スイング・プライシングを適用する。

スイング・ファクターおよびその適用閾値は、市況、または投資主の利益のために変更が必要であると本投資法人が判断するその他の状況に応じて、随時変更されることがある。市況を踏まえ、スイング・ファクターの適切性を検証するため、定期的な見直しが行われる。

一般的に、スイング・ファクターが純資産価額の2%を超えることは想定されていない。例外的な状況において、取締役会は、投資主の最善の利益のために、一時的にこの上限を引き上げることを決定する場合がある。かかる例外的な状況は、テロ攻撃もしくは戦争（またはその他の敵対行為）、深刻なパンデミックまたは自然災害（ハリケーンや超大型台風など）による市場のボラティリティの高まり、市場の混乱または経済の減速（ただし、これらに限られない。）によって引き起こされる可能性がある。

このような場合、スイング・ファクターの上限の引上げについては、ウェブサイト <https://www.robeco.com/en/riam> にて投資主に通知される。

スイング・プライシングの詳細および実際のスイング・ファクターについては、<https://www.robeco.com/en/riam> を参照のこと。

<訂正後>

投資証券は、単一の価格（本項において、以下「当価格」という。）に基づき発行される。

投資証券1口当たり純資産価格を算出する目的で各サブ・ファンドの資産を評価する基準は、上記のとおりである。本投資法人は、その裁量により、希薄化の影響および潜在的なファースト・ムーバー・アドバンテージを軽減するため、スイング・プライシングを適用することがある。希薄化は、金融商品をサブ・ファンドのために購入または売却する実費は、例えば、売買スプレッド、マーケット・インパクト、ブローカー手数料、租税公課、外国為替コストおよび保管取引手数料等により、投資証券1口当たり純資産価格の算出に際し使用される最新の入手可能な価格または純資産価額（該当

する方）と乖離する場合に生じる。希薄化は、サブ・ファンドの価額に悪影響を及ぼし、したがって投資主に影響を及ぼすことになる。

スイング・プライシングは、取引を行う投資家に対して、その取引活動により生じる取引コストを負担させることにより、投資主を希薄化および潜在的なファースト・ムーバー・アドバンテージから保護することを目的とした投資家保護手法である。これは、予め定められた仕組みに基づき、スイング・ファクターを適用して投資ファンドの受益証券または投資証券の純資産価額を調整するメカニズムである。

スイング・ファクターは、サブ・ファンドの取引に関して推定される経費、費用および証券価格への潜在的な影響を反映するために本投資法人が適切と認める数値に設定される。

本投資法人は部分的なスイング・プライシングを適用する。これは、通常、サブ・ファンドの投資証券の取引総量（申込みおよび買戻しの両方を含む。）が予め定められた一またはそれ以上の閾値を超えた場合に、評価日にスイング・プライシングが適用されるものである。

スイング・ファクターは、1口当たり純資産価格の一定割合として表示される。スイング・プライシングによる調整の方向は、取引日における純資本活動の状況に基づいて決定される。サブ・ファンドが購入が上回っている（流入超）場合には、スイング・ファクター分だけ1口当たり純資産価格を引き上げ、買戻しが上回っている（流出超）場合には、スイング・ファクター分だけ1口当たり純資産価格を引き下げる。また、必要と判断される場合には、本投資法人は、純資本活動の規模に応じてスイング・ファクターを段階的に引き上げて適用することができる。

スイング・ファクターの計算のための方法およびスイング・プライシングの適用のための閾値は、本投資法人により決定される。それらは、市況、または投資主の利益のために変更が必要であると本投資法人が判断するその他の状況に応じて、随時変更されることがある。スイング・ファクターおよび閾値の発動は、定期的に見直される。

一般的に、スイング・ファクターが純資産価額の2%を超えることは想定されていない。例外的な状況において、本投資法人は、投資主の最善の利益のために、一時的にこの上限を引き上げることを決定する場合がある。かかる例外的な状況は、テロ攻撃もしくは戦争（またはその他の敵対行為）、深刻なパンデミックまたは自然災害（ハリケーンや超大型台風など）による市場のボラティリティの高まり、市場の混乱または経済の減速（ただし、これらに限られない。）によって引き起こされる可能性がある。

このような場合、スイング・ファクターの上限の引上げについては、ウェブサイト www.robeco.com/en/riam にて投資主に通知される。

疑義を避けるために付言すると、同じ状況にある投資主は同一の扱いを受け、管理事務代行会社は、投資証券1口当たり純資産価格（適用される成功報酬を含む。）に基づいて費用を計算する際、引き続き未調整の投資証券1口当たり純資産価格を使用する。

投資主は、1口当たり純資産価格に調整が加えられることにより、サブ・ファンドの1口当たり純資産価格の変動が、当該サブ・ファンドの原資産の真のパフォーマンスを完全には反映しない場合があることに留意する必要がある。

スイング・プライシングの詳細および実際のスイング・ファクターについては、www.robeco.com/en/riam を参照のこと。

(ii) 純資産価額の計算ならびに投資証券の発行、買戻しおよび乗換えの停止

<訂正前>

純資産価額決定の一時的停止

純資産価額の決定、ひいては一およびすべてのサブ・ファンドの投資証券クラスの発行、転換および買戻しは、例外的状況が、かかる制限または停止のやむを得ない理由を構成すると取締役会が判断した場合に随時、本投資法人およびその投資主の利益のために、制限または停止されることがある。かかる状況には、例えば以下の場合が含まれる。

(中略)

- (d) 本投資法人が、投資証券の買戻しの支払いを目的とした資金の本国送金が行えない期間、または投資対象の現金化もしくは取得、または投資証券の買戻しによる支払いに伴う資金の送金が、通常の為替レートで実施できないと取締役会が判断した期間
- (e) 投資主に対する関連する通知の公表日以降、本投資法人、サブ・ファンドまたはその投資証券クラスの解散が決定された場合
- (f) 本投資法人の支配の及ばない状況が存在すると取締役会が判断した期間であって、本投資法人のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの取引を継続することが投資主にとって実行不可能または不公平となる場合
- (g) 関連する投資証券クラスの資産の重要な部分を表章する投資信託の1口当たり純資産価格の決定が停止している期間
- (h) 本投資法人の別のサブ・ファンドまたは別のUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）との合併があった場合（当該合併が投資主の保護のために正当化されると取締役会が判断した場合）
- (i) 本投資法人のフィーダー・サブ・ファンドの場合（マスター・サブ・ファンドまたはマスター・UCITSの純資産価額の計算が停止されている場合）

停止およびかかる停止の終了の通知は、ウェブサイト<https://www.robeco.com/en/riam>にて公表され、また、適切な場合、本投資法人の投資証券が販売されている国の取締役会が決定した新聞に掲載される。

(後略)

<訂正後>

純資産価額決定ならびに申込みおよび買戻しの一時的停止

本投資法人は、その裁量により、かつ投資主の最善の利益のために、例外的な状況においてそうすることを正当化するやむを得ない理由が存在すると判断した場合には、いずれか又はすべてのサブ・ファンドについて、純資産価額の決定を一時的に停止し、および／または投資証券の申込み、転換および買戻しを一時的に停止することがある。

本投資法人は、以下を含むがこれらに限らない例外的な状況において、これらの措置を発動することを決定する場合がある。

(中略)

- (d) 本投資法人が、投資証券の買戻しの支払いを目的とした資金の本国送金が行えない期間、または投資対象の現金化もしくは取得、または投資証券の買戻しによる支払いに伴う資金の送金が、通常の為替レートで実施できないと本投資法人が判断した期間
- (e) 投資主に対する関連する通知の公表日以降、本投資法人、サブ・ファンドまたはその投資証券クラスの解散が決定された場合
- (f) 関連する投資証券クラスの資産の重要な部分を表章する投資信託の1口当たり純資産価格の決定が停止している期間

- （g）本投資法人の別のサブ・ファンドまたは別のUCITS（もしくはそのサブ・ファンド）との合併があった場合（当該合併が投資主の保護のために正当化されると本投資法人が判断した場合）
- （h）本投資法人のフィーダー・サブ・ファンドの場合（マスター・サブ・ファンドまたはマスター・UCITSの純資産価額の計算が停止されている場合）
- （i）本投資法人の支配の及ばない極端な状況が存在すると本投資法人が判断した期間であって、本投資法人のサブ・ファンドまたは投資証券クラスの取引を継続することが投資主にとって実行不可能または不公平となる場合

停止およびその終了の通知は、ウェブサイトwww.robeco.com/en/riamにて公表され、また、適切な場合、本投資法人の投資証券が販売されている国の本投資法人が決定した新聞に掲載される。

（後略）

別紙B

定義

<訂正前>

（前略）

投資証券クラス

ファンドは、投資家に対し、各サブ・ファンド内の一または複数の投資証券クラスに投資する選択肢を提供する。各クラスの資産は共同で運用されるが、投資証券クラス間では、適用される販売手数料または買戻手数料の体系、報酬体系、最低保有額、通貨または配当方針が異なる場合がある。

本投資法人

ロベコ・キャピタル・グロース・ファンズは、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）パート I に従ったルクセンブルグ籍の「変動資本を有する投資法人」である。本投資法人は、アンブレラ・ファンドの形態をとり、複数のサブ・ファンドで構成されている。各サブ・ファンドには、一または複数の投資証券クラスが設定されることがある。本投資法人に関する記載は、該当する場合、本投資法人の一切の委託先にも言及している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資証券クラス

ファンドは、投資家に対し、各サブ・ファンド内の一または複数の投資証券クラスに投資する選択肢を提供する。各クラスの資産は共同で運用されるが、投資証券クラス間では、適用される販売手数料または買戻手数料の体系、報酬体系、最低保有額、通貨または配当方針が異なる場合がある。

気候リスク分析

企業および国家の財務見通しに対する、重要な気候移行リスクおよび物理的気候リスクのファンダメンタルな影響分析

本投資法人

ロベコ・キャピタル・グロース・ファンズは、商事会社に関する1915年8月10日法（改正済）および投資信託に関する2010年12月17日法（改正済）パート I に従ったルクセンブルグ籍の「変動資本を有する投資法人」である。本投資法人は、アンブレラ・ファンドの形態をとり、複数のサブ・ファンドで構成されている。各サブ・ファンドには、一または複数の投資証券クラスが設定されることがある。本投資法人に関する記載は、該当する場合、本投資法人の一切の委託先にも言及している。

（後略）

別紙C

サステナビリティ開示

以下のとおりに更新されます。

規則(EU)2019/2088 第 8 条第 1 項、第 2 項および第 2a 項ならびに規則(EU)2020/852 第 6 条第 1 項において言及される金融商品に関する契約前の情報開示

商品名:ロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズ

法人認識番号:2138007Y9W8ZMOEUOL93

環境的および／または社会的特性

この金融商品は持続可能な投資目的を有しているか？

☒ はい

☒ いいえ

☐ 以下の経済活動に対して環境目標を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動

☐ 社会目標を有する持続可能な投資を行う比率(下限):__%

☒ 環境的／社会的(E/S)特性を促進するものであり、持続可能な投資を目的とはしていないものの、少なくとも 40%の比率で以下の持続可能な投資を行う。

☐ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格である経済活動への環境目標を有する持続可能な投資

☒ EU タクソノミーに基づき環境的に持続可能なものとして適格でない経済活動への環境目標を有する持続可能な投資

☒ 社会目標を有する持続可能な投資

☐ E/S 特性を促進するものではあるが、持続可能な投資を行わない。

持続可能な投資とは、環境目標または社会目標に貢献する経済活動への投資をいう。ただし、当該投資は環境目標または社会目標を著しく害するものではないことおよび投資先企業が良好なガバナンス慣行に従っていることを条件とする。

EU タクソノミーとは、規則(EU)2020/852 に定められる分類システムであり、環境的に持続可能な経済活動の一覧を定めたものである。当該規則は、社会的に持続可能な経済活動の一覧は定めていない。環境目標を有する持続可能な投資は、タクソノミーに適合している場合もあれば、適合していない場合もある。



サステナビリティ指

標とは、金融商品により促進される環境的または社会的特性がどのように実現されるかを測定するものである。

この金融商品により、どのような環境的および／または社会的特性が促進されるか？

サブ・ファンドは、以下の E/S 特性を有する。

1. サブ・ファンドは、持続可能な開発目標(SDGs)に著しい害を及ぼすことを回避し、かつ、SDGs への貢献度の改善を目指すポートフォリオへの投資を促進する。
2. サブ・ファンドは、エンゲージメント活動を通じて、3 年から 5 年の期間にわたり、国連の持続可能な開発目標(SDGs)に対する企業の貢献度を明確かつ測定可能な形で改善することを促進する。
3. サブ・ファンドは、問題のある行為、非人道的兵器および特定の化石燃料関連活動への投資など、ロベコが社会に有害であると判断する製品および事業慣行に関する排除基準を適用することにより、一定の最低限の環境上および社会上のセーフガードを促進する。
4. サブ・ファンドは、長期的な株主価値の創造に寄与する議決権行使を通じて、良好なガバナンスおよび持続可能な企業慣行を推進する。これには、ロベコの議決権行使方針に基づき、社会問題および環境問題に対して積極的な姿勢を示すことが含まれる。
5. サブ・ファンドは、論争のある行為、物議を醸す兵器およびたばこへの投資等に関する Climate Transition Benchmark (CTB) の除外基準への適合を推進している。そのため、サブ・ファンドは、EU 気候ベンチマーク規則第 12 条第 1 項(a)から(c)に規定される企業への投資を除外する。

サブ・ファンドが推進する環境的または社会的特性を達成する目的で指定された参照ベンチマークはない。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれの実現度を測定するためにどのようなサステナビリティ指標が用いられるか？

サブ・ファンドは、以下のサステナビリティ指標を有する。

1. 内部で開発した SDG フレームワークに基づき、SDG スコアが-1、0(ゼロ)、+1 または +2 である企業の数。
2. 積極的にエンゲージメントを行っている企業の数。
3. ロベコの排除方針の適用により、ロベコの排除リストに掲載されている証券への投資の割合。
4. 保有銘柄数および議決権を行使した議案の数。
5. EU 気候ベンチマーク規則に定める除外基準の適用により投資対象から除外された有価証券への投資の割合。

この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資の目的は何か、また持続可能な投資は当該目的にどのように貢献するか？

持続可能な投資は、社会的および環境的な目標を併せ持つ国連の持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。)への貢献を目的としている。これらは世界的に認められた 17 の目標であり、気候変動対策、安全な水、陸上および水域の生態系といった環境目標、ならびに飢餓の撲滅、ジェンダー平等、教育などの社会的目標が含まれる。ロベコは、国連の SDGs に基づいた独自のフレームワークを開発しており、3 段階のプロセスを通じて、発行体の SDGs への貢献度を評価している。このプロセスは、セクターごとの基準値から始まり、企業の製品が社会および環境にどのような貢献をしているかを分析する。さらに、当該製品の製造に関わる業務プロセスに加え、問題事案／訴訟の申立て、およびそれに対する是正措置についても精査し、これらを総合的に検討した上で、最終的な SDG スコアを決定する。最終的なスコアは、「強いマイナス評価(-3)」から「強いプラス評価(+3)」までの範囲で付与され、プラスの SDG スコア(+1、+2 および +3)を達成した発行体のみが、サステナブル投資とみなされる。

● **この金融商品が一定程度行うことを予定している持続可能な投資は、環境面または社会面での持続可能な投資の目的に著しい害を及ぼすことをいかにして避けるのか？**

持続可能な投資は、主な悪影響を考慮し、OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に準拠しているため、環境面または社会面のいかなる持続可能な投資目的に対しても著しい害を及ぼさない。さらに、持続可能な投資は、ロベコの SDG フレームワークにおいて良好な評価を得ており、したがって著しい害を及ぼすことはない。

サステナビリティ要因への悪影響の指標はどのように考慮されているのか？

サブ・ファンド向けの持続可能な投資を特定する際、ロベコの SDG フレームワークを通じて、必須の主な悪影響指標が直接的または間接的に考慮される。さらに、SDGs への影響を測定する上での関連性やデータの入手可能性に応じて、任意の環境的指標および社会的指標も考慮される。主な悪影響の組み込みに関する詳細な説明は、ロベコのウェブサイトに掲載されている「ロベコの主な悪影響に関する声明」(<https://www.robeco.com/files/docm/docu-robeco-principal-adverse-impact-statement-2024-en.pdf>)に記載されている。この声明において、ロベコは主な悪影響を特定し優先順位付けするためのアプローチ、ならびに、主な悪影響が、ロベコの投資デュー・ディリジェンスプロセスならびに調査・分析、排除・制限および／または議決権行使・エンゲージメントに関する手続の一環としてどのように考慮されるかを定めている。また、この説明では、SDG フレームワークにおいて主な悪影響指標がどのように考慮されるかについても解説されている。

持続可能な投資は OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則にどのように適合しているか？（詳細）

持続可能な投資は、ロベコの排除方針およびロベコの SDG フレームワークの双方を通じて、OECD 多国籍企業行動指針および国連ビジネスと人権に関する指導原則に適合している。

ロベコの排除方針には、国際労働機関(ILO)の基準、国連ビジネスと人権に関する指導原則(UNGP)、国連グローバル・コンパクト(UNGC)の原則、および経済協力開発機構(OECD)の多国籍企業行動指針に準拠してロベコがどのように行動するかについての説明が含まれており、当該方針は、これらの国際条約を指針として、企業の行動を評価するものである。ロベコは、これらの原則への違反がないか、投資対象を継続的にスクリーニングしている。違反があった場合、当該企業は排除またはエンゲージメントの対象となり、持続可能な投資とはみなされない。

ロベコの SDG フレームワークでは、フレームワークの最終段階でこれらの原則への違反をスクリーニングする。この段階において、ロベコは、当該企業が何らかの問題事案に関与していないかを確認する。何らかの問題事案に関与していた場合、当該企業にはマイナスの SDG スコアが付され、すなわち、持続可能な投資とはみなされない。

EU タクソノミーは、タクソノミー適合投資は EU タクソノミーの目的を著しく害するものであってはならないという「著しい害を及ぼさない」原則を定めており、具体的な EU 基準が伴う。

「著しい害を及ぼさない」原則は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮しているこの金融商品の原投資対象のみに適用される。残りの部分の金融商品の原投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関する EU 基準を考慮していない。

その他の持続可能な投資も、環境目標または社会目標を著しく害してはならない。



この金融商品はサステナビリティ要因への主な悪影響を考慮するか？

✕ 考慮する。_____

主な悪影響とは、環境、社会および従業員に関する事項、人権の尊重、汚職防止および贈収賄防止に関する事項に関するサステナビリティ要素に投資決定が及ぼす最も重大なマイナスの影響である。

サブ・ファンドは、SFDR 委任法の附属書 I に規定されるサステナビリティ要因に対する主な悪影響を考慮する。

投資に先立ち、サステナビリティ要因に対する以下の主な悪影響（PAI）が考慮される。

- 適用される規範的および活動ベースの排除を通じて、以下の PAI が考慮される。
 - 化石燃料セクターで事業を行う企業へのエクスポージャー（PAI 4、表 1）
 - 国連グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針への違反（PAI 10、表 1）
 - 生物多様性に敏感な地域に悪影響を及ぼす活動（PAI 7、表 1）。この PAI の考慮は、現在、パーム油生産企業への排除適用、ならびに生物多様性に関連する UNGC、UNGP および OECD 多国籍企業行動指針への違反に限定されている。
 - 非人道的兵器（対人地雷、クラスター爆弾、化学兵器）へのエクスポージャー（PAI 14、表 1）
- ESG 統合プロセスを通じて、投資デュー・ディリジェンスの方針および手続の一環として、以下の PAI が考慮される。
 - 必須の気候リスク分析の一環として、温室効果ガス（GHG）排出に関連するすべての指標（PAI 1～6、表 1・PAI 4、表 2）
 - 生物多様性、水および廃棄物に関する指標（PAI 7～9、表 1）
 - 取締役会におけるジェンダー多様性（PAI 13、表 1）

投資実行後、サステナビリティ要因に対する以下の主な悪影響が考慮される。

- 議決権行使方針の適用を通じて、以下の PAI が考慮される。
 - GHG 排出に関連するすべての指標（PAI 1～6、表 1）
 - 社会および従業員関連事項に関連する指標（PAI 10～13、表 1・PAI 5～8、表 3）

- ロベコの企業エンゲージメント・プログラムを通じて、以下の PAI が考慮される。
 - 気候およびその他の環境関連指標に関連するすべての指標(PAI 1～9、表 1)
 - 国連グローバル・コンパクトの原則および経済協力開発機構(OECD) 多国籍企業行動指針への違反(PAI 10、表 1)。投資ユニバースについては、上記の原則および指針に関連する問題のある行動がないか、継続的にスクリーニングを行う。
 - さらに、すべての必須指標および選定された任意指標に関するロベコのパフォーマンスを年次でレビューし、悪影響を及ぼすサブ・ファンドの保有銘柄をエンゲージメントの対象として選定する場合がある。

詳細については、ロベコのウェブサイトに掲載されている「ロベコの主な悪影響に関する声明」を参照のこと。サブ・ファンドは、本投資法人の年次報告書において、サブ・ファンドの投資に伴う主な悪影響をどのように考慮したかについて定期的に報告する。同報告書は毎年次の暦年の 4 月 30 日より前に、本書末尾のセクションに記載されるサブ・ファンドのページで公開される。

考慮しない。



投資戦略は、投資目的およびリスク許容度等の要素に基づく投資判断の指針となるものである。

この金融商品が用いる投資戦略はどのようなものか？

ロベコ・グローバル・エンゲージメント・エクイティーズは、厳選されたグローバル株式に投資するアクティブ運用される投資ファンドである。銘柄選定は、英文目論見書の別紙Ⅰの「投資方針」の戦略の項に記載されるとおり、積極的なエンゲージメントを通じて、3 年から 5 年にわたり、国連の持続可能な開発目標(UN SDGs) への貢献度に明確かつ測定可能な改善をもたらすことが最も可能である企業に投資するため、ファンダメンタル分析に基づいて行われる。当該戦略では、銘柄選定プロセスの一環として、継続的にサステナビリティ指標を統合している。特に、サブ・ファンドは、規範に基づく排除および活動に基づく排除、ロベコの良好なガバナンスに関する方針、ロベコの SDG フレームワークを適用し、投資プロセスにおいて主な悪影響を考慮する。商品固有のより詳細な情報は、本投資法人のウェブサイトおよび本開示の最後の質問に記載されたリンク先において確認することができる。

この金融商品により促進される環境的または社会的特性それぞれを実現するための投資対象を選定するために用いられる投資戦略の制限的要素はどのようなものか？

サブ・ファンドに適用される制限的要素は、以下のとおりである。

1. サブ・ファンドは、SDG スコアが－1、0（ゼロ）またはプラスである企業にのみ投資する。サブ・ファンドは、内部で開発した SDG フレームワークに基づき、新規投資案件を選定する際、SDG スコアが強いまたは中程度のマイナス評価（－3 または－2）および強いプラス評価（＋3）をすべて除外する。
 - サブ・ファンドは、投資時点での当初の SDG スコアが－1、0、＋1 または＋2 であった企業が、エンゲージメントを成功裏に完了した後に SDG スコアの引上げを受けた場合に限り、強いまたは中程度のプラスの SDG スコア（＋3）を保有することができる。サブ・ファンドは、エンゲージメントの成功後 6 か月間、かかる SDG スコア（＋3）の評価を受けた保有銘柄を最大 20%まで保有することができる。
 - （エンゲージメントの成功：企業が特定された目標において進展を見せ、エンゲージメント開始時に設定された主要業績評価指標を達成した場合を指す。かかる目標は、SDG フレームワークのような内部フレームワークと連動する場合がある。）。

2. サブ・ファンドは、ポートフォリオ内の全保有企業に対し、通常3年から5年間にわたり、積極的にエンゲージメントを行う。エンゲージメントの進展状況は、SDGs の特定のサブ目標への貢献に焦点を当てて予め定められた目標の達成度を考慮して、毎年評価される。当該企業が、(a)エンゲージメントの成功(その結果としてのSDGスコアの引上げ)または(b)エンゲージメントの失敗により、投資ユニバースの対象外となった場合には、投資撤退に向けた売却戦略が策定される。
3. サブ・ファンドのポートフォリオは、ロベコが社会に有害であると判断する製品および事業慣行に関する排除基準に基づく、ロベコの排除方針レベル2 (<https://www.robeco.com/files/docm/docu-exclusion-policy.pdf>) を遵守する。これは、猶予期間を考慮した上で、サブ・ファンドが排除対象証券に一切投資しないことを意味する。これには、ILP 基準、UNGP、UNGC または OECD 多国籍企業行動指針に違反している企業が含まれる。排除がサブ・ファンドの投資ユニバースに与える影響に関する情報は、<https://www.robeco.com/files/docm/docu-exclusion-list.pdf> で確認することができる。
4. すべての保有株式には議決権が付与されており、ロベコは、支障(例: シェアブロッキングまたは費用対効果が低いと判断される場合)が生じない限り、ロベコの議決権行使方針に従った議決権行使により、当該権利を行使する。ロベコの議決権行使方針は、<https://www.robeco.com/files/docm/docu-stewardship-approach-and-guidelines.pdf> で確認することができる。
5. サブ・ファンドのポートフォリオは、EU 気候ベンチマーク規則第12条第1項(a)乃至(c)に定める除外基準を遵守している。これは、経過措置期間を考慮した上で、サブ・ファンドによる除外対象有価証券への投資比率が0%であることを意味する。これらの除外基準がサブ・ファンドの投資対象に与える影響に関する情報は、以下を参照されたい。

● **当該投資戦略を適用する前に考慮される、投資範囲を縮小するための確約された最低比率はどのくらいか？**

サブ・ファンドは、投資戦略の適用に先立ち、投資範囲を縮小するための確約された最低比率を設定していない。

● **投資先企業の良好なガバナンス慣行を評価するための方針とはどのようなものか？**

ロベコは、企業のガバナンス慣行を評価するための良好なガバナンスに関する方針を定めている。この方針では、企業が良好なガバナンス慣行に従っていないとロベコが判断する基準、およびその結果として当該企業をサブ・ファンドの当初の投資ユニバースから除外することをロベコが判断する基準について説明されている。ロベコの良好なガバナンスに関する方針では、一連のガバナンス基準に基づき審査を行う。当該基準には、広く認知された、業界における確立された規範が反映され、従業員関係、経営体質、税務コンプライアンスおよび報酬などの項目が含まれる。

良好なガバナンスに関する審査は、投資先企業に関して審査対象となる上記の項目に関する基準で構成されており、詳細はロベコの良好なガバナンスに関する方針 (<https://www.robeco.com/files/docm/docu-robeco-good-governance-policy.pdf>) で説明されている。さらに、良好なガバナンスに関する審査に合格しなかった企業は、このページ (<https://www.robeco.com/files/docm/docu-exclusion-list.pdf>) からアクセス可能な排除リストに掲載される。

良好なガバナンス慣行には、健全な経営体質、従業員関係、スタッフの報酬および税務コンプライアンスが含まれる。



この金融商品について予定されている資産配分はどのようなものか？

資産配分とは、特定の資産への投資の割合を説明するものである。

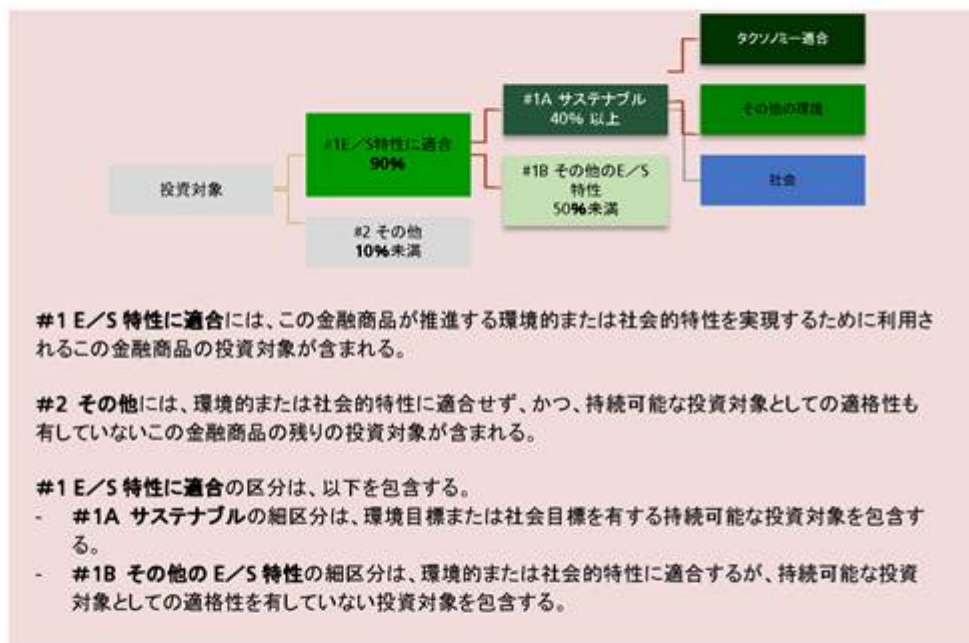
タクソノミー適合活動は、以下のものに占める割合として表される。

- 売上高（投資先企業のグリーン活動による収益の割合を反映する。）

- 資本的支出（CapEx）（投資先企業が行うグリーン投資（例えば、グリーン経済への移行のためのもの）を示す。）

- 事業支出（OpEx）（投資先企業のグリーン事業活動を反映する。）

投資対象の 90%以上が、サブ・ファンドの E/S 特性に適合している。サブ・ファンドは、ロベコの SDG フレームワークを通じてポジティブ・スコアによって評価される、最低 40%の持続可能な投資を行う予定である。これらの割合は最低限のコミットメント（最低保証割合）を示すものである。したがって、これら 2 つの内訳の合計は、「資産配分」の項に記載されたサステナブル投資の最低割合と一致しない。0%から 10%であると推定される「その他」の区分への投資は、以下に詳述されるとおり、その大部分が現金、現金同等物およびデリバティブへの投資である。予定される資産配分は継続的に監視され、毎年評価される。



この金融商品により促進される環境的または社会的特性は、デリバティブの利用によりどのように実現されるか？

サブ・ファンドは、この金融商品により促進される環境的または社会的特性を実現するためにデリバティブを利用しない。サブ・ファンドは、ヘッジ、流動性管理および効率的なポートフォリオ運用ならびに投資目的のためにデリバティブを利用することがある。上場デリバティブおよび店頭デリバティブが認められており、これには、先物、スワップ、オプションおよび通貨先渡しが含まれるが、これらに限られない。サブ・ファンドは、投資目的のため、また、ヘッジおよび効率的なポートフォリオ運用のためにデリバティブを利用することがあるが、「その他」の区分に配分される投資対象の意図された割合を超えて、かかる目的でデリバティブを利用しない。

サブ・ファンドがデリバティブを利用する場合、その原資産は投資方針に準拠しなければならない。該当する場合、以下に説明するとおり、最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードが考慮される。



環境目的を有する持続可能な投資は、少なくともどの程度 EU タクソノミーに適合しているか？

0%である。

- この金融商品は、EU タクソノミーに準拠する化石燃料ガスおよび／または原子力発電の関連事業に投資するか？¹

☐ はい

☐ 化石燃料ガス

☐ 原子力発電

☒ いいえ

以下の2つのグラフは、EU タクソノミーに適合している投資対象の最低比率を緑で示している。ソブリン債*のタクソノミー適合性を判断する適切な方法がないため、1つ目のグラフはこの金融商品のソブリン債を含むすべての投資対象に関するタクソノミー適合性を示し、2つ目のグラフはこの金融商品のソブリン債以外の投資対象のみに関するタクソノミー適合性を示している。



* これらのグラフの解釈上、「ソブリン債」はすべてのソブリン・エクスポージャーで構成される。

**投資対象はタクソノミーに適合していないため、ソブリン債を除外してもグラフに影響が及ぶことはなく、したがって、ここではそのような割合は示されていない。

- トランジショナル活動およびイネープリング活動への投資の最小シェアはどのくらいか？

0%である。



EU タクソノミーに適合していない、環境目的を有する持続可能な投資の最小シェアはどのくらいか？¹

サブ・ファンドは、環境目的に資するサステナブル投資について最低割合を設定していない。そのため、サブ・ファンドは、EU タクソノミーに整合する投資および整合しない投資のいずれについても、最低割合を定めていない。

EU タクソノミーに従うために、化石燃料ガスの基準には、排出量の制限および2035年末を期限とする再生可能エネルギーまたは低炭素燃料への転換が含まれる。原子力発電の基準には包括的な安全性および廃棄物管理の規則が含まれる。

イネープリング活動とは、他の活動が環境目的に大きく貢献することを直接的に可能にするものである。

トランジショナル活動とは、ローカーボンの代替手段を未だに利用できないものの、特にベスト・パフォーマンスに応じた温室効果ガス排出量の水準を定めている活動という。

¹ 化石燃料ガスおよび／または原子力に関連する活動は、EUタクソノミーのみに準拠し、これにより、気候変動の抑制（以下「気候変動緩和策」という。）に寄与しており、いかなるEUタクソノミーの目標も著しく害するものではない（左欄の説明を参照されたい。）。EU タクソノミーに準拠した化石燃料ガスおよび原子力エネルギーに係る経済活動の基準の全貌は、委員会委任規則(EU) 2022/1214 に規定されている。



は、EU タ
クソミーに基
づく環境的に持
続可能な経済
活動の基準を
考慮していな
い、環境目的を
有する持続可
能な投資であ
る。



社会的に持続可能な投資の最小シェアはどのくらいか？

サブ・ファンドは、ロベコの SDG フレームワークを通じてポジティブ・スコアとして評価される、持続可能な投資を行うことを意図している。かかる持続可能な投資の中には、社会的な目的を有する投資が含まれる可能性がある。サブ・ファンドの社会的な目的は、ロベコの SDG フレームワークのSDG1(貧困をなくそう)、SDG2(飢餓をゼロに)、SDG3(すべての人に健康と福祉を)、SDG4(質の高い教育をみんなに)、SDG5(ジェンダー平等を実現しよう)、SDG6(安全な水とトイレを世界中に)、SDG7(エネルギーをみんなに そしてクリーンに)、SDG8(働きがいも経済成長も)、SDG9(産業と技術革新の基盤をつくろう)、SDG10(人や国の不平等をなくそう)、SDG11(住み続けられるまちづくりを)、SDG16(平和と公正をすべての人に)および SDG17(パートナーシップで目標を達成しよう)に関してプラスのスコアが付与された企業に投資することによって達成される。社会的に持続可能な投資およびの環境目的を有する持続可能な投資の総額は、常に、サブ・ファンドの持続可能な投資の最低割合となるが、サブ・ファンドの投資戦略には、特定の社会的に持続可能な投資目的が存在しないため、サブ・ファンドは、社会的に持続可能な投資の最小シェアを確約していない。したがって、社会的に持続可能な投資の最小シェアは、0%である。



どのような投資対象が「#2 その他」に含まれるのか、かかる投資対象の目的は何か、また最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードは存在するのか？

「#2 その他」に含まれる商品の種類およびその目的は、英文目論見書の別紙Ⅰの「金融商品および投資制限」において概説される。これには、現金、現金同等物ならびに E/S 特性を特に促進しない投資信託および適格資産クラス(債券および株式以外)が含まれる。上記のとおり、サブ・ファンドは、促進される環境的または社会的特性を実現するためにデリバティブを利用しない。サブ・ファンドは、ヘッジ、流動性管理および効率的なポートフォリオ運用ならびに投資目的のためにデリバティブを利用することがあり、したがって、これは常に「#2 その他」の区分に該当する。上場デリバティブおよび店頭デリバティブが認められており、これには、先物、スワップ、オプションおよび通貨先渡しが含まれるが、これらに限られない。サブ・ファンドがデリバティブを利用する場合、原資産は投資方針に準拠しなければならない。該当する場合、例えば、単一の証券のデリバティブに関してロベコの排除方針を適用することによって、最低限の環境セーフガードまたは社会セーフガードが考慮される。



この金融商品が、この金融商品の推進する環境的および／または社会的特性に適合しているかを判断するための参照ベンチマークとして、特定の指数が指定されるか？

参照ベンチマークとは、金融商品が当該金融商品の促進する環境的または社会的特性を実現するかを測定するための指数である。

該当なし。



より詳細な商品特有の情報をオンラインで探す場合、どこを参照すればよいか？

より詳細な商品特有の情報は、以下のウェブサイトで参照することができる。

<https://www.robeco.com/en/funds/>

- ロベコの主な悪影響に関する声明は、以下のリンクからアクセスすることができる。
<https://www.robeco.com/files/docm/docu-robeco-principal-adverse-impact-statement-2024-en.pdf>
- ロベコの良いガバナンスに関する方針は、以下のリンクからアクセスすることができる。
<https://www.robeco.com/files/docm/docu-robeco-good-governance-policy.pdf>
- ロベコの SDG フレームワーク
<https://www.robeco.com/docm/docu-robeco-explanation-sdg-framework.pdf>
- ロベコのサステナビリティ・リスク方針
<https://www.robeco.com/files/docm/docu-robeco-sustainability-risk-policy.pdf>